

日立市監査告示第3号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年4月15日

日立市監査委員 橋本仁一

同 吉田修一

定期監査結果報告書

1 監査の対象部課所等

総務部

総務課、人事課、行政マネジメント課、市民課、日立駅前出張所、多賀支所、南部支所、豊浦支所、日高支所、西部支所、十王支所、防災対策課、交通防犯課、原子弹安全対策課

教育委員会

総務課、学校施設課、学務課、学校再編課、生涯学習課、スポーツ振興課、指導課、小学校、中学校、記念図書館、多賀図書館、十王図書館、南部図書館、郷土博物館、北部学校給食共同調理場、南高野学校給食共同調理場、教育研究所、視聴覚センター

会計課

監査委員事務局

選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会

2 監査の着眼点

監査は、財務に関する事務について、「歳入歳出外現金について」、「委託事務について」及び「補助金等交付事務について」を着眼点として実施した。

3 監査の実施内容

- (1) 対象期間 令和5年4月 1日から令和5年12月31日まで
- (2) 実施期間 令和6年1月15日から令和6年 3月25日まで
- (3) 実施方法

監査対象期間に執行した事務事業について、担当部課所長から説明を求めるとともに、関係書類の監査を行った。また、所管施設の管理状況等について、現地での確認を行った。

4 監査の結果

監査の結果、設備管理の不備についての指導事項はあったが、その他の事務処理及び書類等の整備はおおむね適正であった。

なお、今回の指導事項については、当該課所において必要な処理を行った。

以上